

令和 2 年度第五次宇部市総合計画策定基礎調査等支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この実施要領は、令和 2 年度第五次宇部市総合計画策定基礎調査等支援業務を委託するに当たり公募型プロポーザルにより受託する優先交渉権者を選定するため、当該業務に係る公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

業務名称	令和 2 年度第五次宇部市総合計画策定基礎調査等支援業務
業務内容	令和 2 年度第五次宇部市総合計画策定基礎調査等支援業務仕様書（案）（以下「仕様書（案）」という。）を参照してください。
履行期間	契約締結日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日
見積上限額	3,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。） ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 担当部署

宇部市 総合戦略局 政策企画グループ（担当：穂積、諏訪）

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

電話：0836-34-8113

ファックス：0836-22-6008

メールアドレス：seisaku@city.ube.yamaguchi.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 令和 2 年度宇部市競争入札（見積）参加資格者名簿（業務委託等―その他―計画策定）に登録されていること。
- (4) 本市における競争入札の参加を制限されない者であること。

- (5) 政治団体、宗教団体またはそれに類する団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 本業務と同種又は類似する業務について、平成27年度から令和2年度の間、地方公共団体の総合計画策定支援業務を受託し、かつ、その業務を履行し、成果品を納品した実績を有すること。
- (8) 租税を滞納していないこと。

5 実施スケジュール

	項 目	期限等	備 考
1	プロポーザル公募開始	令和2年10月23日(金)	宇部市ホームページに掲載
2	質問受付期限	令和2年11月6日(金)	電子メールにより受付。送信後は宇部市総合戦略局政策企画グループへ電話で受信確認すること。
3	質問と回答の公表	令和2年11月11日(水)	宇部市ホームページ上で回答
4	参加に係る必要書類の提出期限	令和2年11月16日(月)	持参又は郵送で必着
5	プレゼンテーション	令和2年11月25日(水) 予定	予備日： 令和2年11月26日(木) 予定
6	審査結果の通知発送	令和2年12月2日(水) 予定	
7	契約内容の調整、仕様書の確定	令和2年12月8日(火) 予定	提案内容を基に、仕様書等の調整を行います。
8	契約手続き	令和2年12月11日(金) 予定	

6 参加に係る必要書類の提出

(1) 提出期限

令和2年11月16日(月)午後5時必着

(2) 提出書類

書類は次の順序となるように並べ、1部ごとに左上をクリップ等でまとめて

提出すること。

番号	名 称	内 容
①	参加申込書 (様式1)	○必要事項を記入・代表者印を押印すること。
②	会社概要書 (様式2)	○会社の概要パンフレット及び組織図等があれば添付すること。
③	業務実績書 (様式3)	○過去5年間(平成27年4月1日～令和2年3月31日)に受託者として完了した総合計画策定支援業務について、業務実績を記入すること。 ○契約を証明する書類の写しを添付すること。
④	企画提案書表紙 (様式4)	○必要事項を記入・代表者印を押印の上、企画提案書を添付すること。
⑤	企画提案書 (任意様式)	○「令和2年度第五次宇部市総合計画策定基礎調査等支援業務委託仕様書(案)」を確認の上、業務全体の実施方針、実施フロー、工程計画等について具体的に分かりやすく提案し、記載する。 ○「令和2年度第五次宇部市総合計画策定基礎調査等支援業務委託仕様書(案)」に基づく、基礎調査、基本構想及び基本計画策定に対する事業者の識見を生かした具体的な支援内容を提案し、記載する。 ○A4、A3判用紙を用いることとし、A3判の資料の場合は、A4判に折り込んで添付すること。
⑥	参考見積書 (任意様式)	○必要事項を記入・代表者印を押印すること。 ○本業務の参考見積書を提出する。 ○具体的な積算内容がわかるように内訳書を添付する。 ○見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、見積上限額以内の金額とすること。
⑦	業務工程表 (任意様式)	○A4判用紙1枚に業務の工程を記載すること。
⑧	業務実施体制調書 (様式5)	○配置予定の管理責任者、担当者を記載する。 ○担当者を複数配置する場合には、主任担当者を選定し、明記する。 ○本業務を担当する管理責任者、担当者について、担当する分担業務を記載する。
⑨	配置予定者調書	○業務実施体制調書に記載したうち、主たる配置予

	(様式6)	定者について作成する。
⑩	国税、県税、市税の滞納がないことの証明書	○発行から1か月以内のもの。

(3) 提出場所

宇部市 総合戦略局 政策企画グループ

(4) 提出部数

正本1部、副本6部(正本がカラー印刷のものは、副本もカラー印刷とすること)。

(5) 提出方法

① 持参の場合

土日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで

② 郵配送の場合

提出期限必着

(6) 提案書等(様式自由)に関する留意事項

① 本業務仕様書(案)等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項を記載してください。

② 用紙の規格A4版、両面印刷で、横書きとします。但し、A3判の資料の場合、A4判に折り込んであれば添付しても構いません。

③ 文字サイズは、12ポイント以上とします。

7 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書【様式7】

必要事項を記入・代表者印を押印すること。

(2) 提出期限

令和2年11月6日(金)午後5時まで

(3) 提出場所

宇部市 総合戦略局 政策企画グループ

(4) 提出方法

件名は、「令和2年度第五次宇部市総合計画策定基礎調査等支援業務に関する質問(事業社名)」とし、電子メールで提出すること。

なお、送信後は宇部市総合戦略局政策企画グループへ電話で受信確認すること。

(5) 質問への回答

令和2年11月11日(水)をまでに、提出された全ての質問と回答について、本市ホームページに掲載します。回答内容は、仕様書(案)の追加または修正とみなします。

8 優先交渉権者の選定

「令和2年度第五次宇部市総合計画策定基礎調査等支援業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査会」という。)において、審査(書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング)を行います。審査会において、最高得点を得た者を第1優先交渉権者として選定します。なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断します。

9 プレゼンテーションの実施

審査書類が提出された後、審査委員会による審査を次のとおり実施します。

(1) 実施日時：令和2年11月25日(水)(予定)

時間及び会場等詳細については参加者に別途通知します。

(2) 持ち時間は、1者35分以内とします。内訳は次のとおりです。

- ① 準備、撤収：5分以内
- ② 説明、プレゼンテーション：20分以内
- ③ 質疑応答：10分以内

(3) プレゼンテーションの出席者は1者3人までとします。

(4) 提出した資料を用いて、プレゼンテーションを行ってください。なお、プレゼンテーションは非公開とします。また、原則、参加者全員がWeb会議サービスを使用したオンラインでの実施とします。

10 審査(評価)方法

(1) 企画提案、見積金額及びプレゼンテーションについて、別表評価基準に基づき総合的に審査を行います。

(2) 各審査員の評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点の最も高い事業者を第1優先交渉権者とします。

(3) 総合評価点が同点で優劣がつかないときは、見積価格の低い事業者を第1優先交渉権者とします。

(4) 総合評価点及び見積価格で優劣がつかないときは、別途、抽選を行います。

(5) 審査の結果は、審査会終了後1週間以内に参加者全員へ、自己の結果のみを通知します。

(6) 各評価の点数および順位は公表しませんので、予めご了承ください。

(7) 審査結果に対する異議等は一切受理しませんので、予めご了承ください。

(8) 総合評価点が1位であっても仕様書(案)に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しないことがあります。

11 契約について

(1) 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最も優れた提案

を行った者（第1優先交渉権者）と、本業務の契約締結交渉を行うものとし
ます。選定された提案書の記載事項は、原則として契約時に業務委託仕様として
採用することを想定していますが、協議調整の上決定します。この場合に、市
は必要に応じて第1優先交渉権者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない
範囲において修正を求めることができます。

- (2) 第1優先交渉権者と協議が整わない場合や、第1優先交渉権者が契約締結ま
でに参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等
の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点交渉権者と契約
締結の交渉を行うものとし
ます。
- (3) 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準
を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定し、上記協議
を行います。
- (4) 契約保証金については、宇部市財務規則（昭和44年宇部市規則第4号）第98
条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とします。ただし、同規則
第99条の規定に該当する場合は、免除等することがあります。

1.2 参加辞退

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法
で提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはな
いものとし
ます。

- (1) 提出書類
参加辞退届【様式8】
必要事項を記入・代表者印を押印すること。
- (2) 提出期限
令和2年11月16日（月）午後5時まで
- (3) 提出場所
宇部市 総合戦略局 政策企画グループ
- (4) 提出方法
 - ①持参の場合
土日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで
 - ②郵配送の場合
提出期限必着

1.3 その他

- (1) 提案募集に参加する場合は、本業務プロポーザル実施要領、仕様書(案)等を熟読
し、それらを遵守してください。
- (2) 提案募集に参加する者は、交渉権者決定後において、本プロポーザルに係る実

施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に意義を申し立てることはできません。

- (3) 提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とします。
- (4) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (5) 企画提案書は1者につき1案とします。
- (6) 提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めません。
- (7) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本法定通貨に限ります。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。
- (9) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、宇部市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (10) 提出された書類は一切返却しません。
- (11) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。
- (12) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ① 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - ② 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ⑤ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

連絡先及び提出先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 総合戦略局 政策企画グループ

担当：穂積、諏訪

TEL：0836-34-8113

FAX：0836-22-6008

E-Mail：seisaku@city.ube.yamaguchi.jp